

任意後見の実務

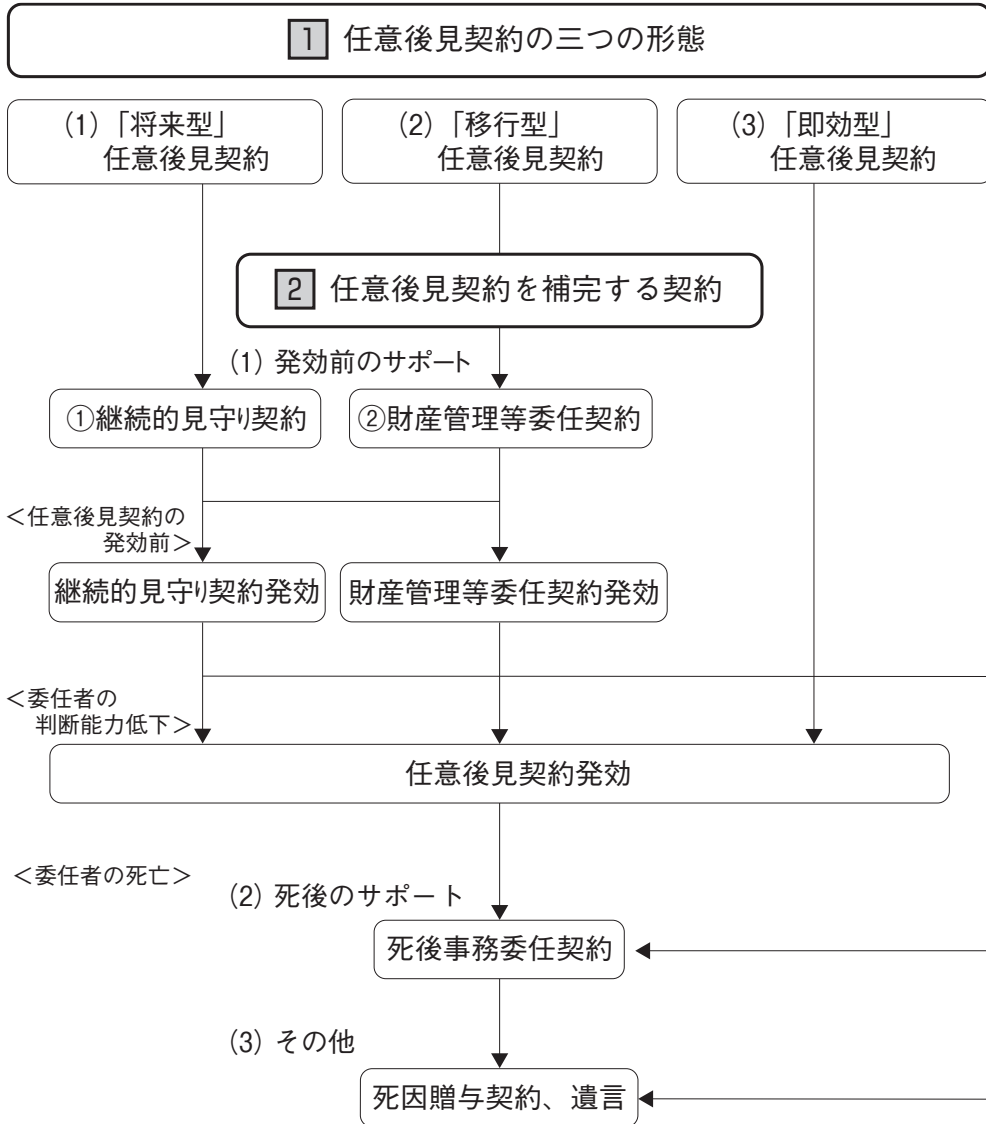
—フローチャートとポイント—

編集 公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート



第2 本人のニーズに合わせた任意後見契約を検討する

<フローチャート～本人のニーズの確認>



(6) 委任者が75歳になったら、見守り契約を勧める ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

委任者と受任者双方のためにも、任意後見契約と同時に見守り契約も締結できることが一番良いのですが、いろいろな事情から、見守り契約を締結していない場合があります。その場合、委任者が後期高齢者に当たる75歳になったら、見守り契約を締結して、定期的な見守りをするをお勧めしましょう。「平成29年版高齢社会白書（概要版）」第1章第2節の「3 高齢者の健康・福祉」によると、高齢者の要介護者等数は、特に75歳以上で割合が高く、75歳以上で要介護の認定を受けた人は75歳以上の被保険者のうち23.5%を占める、とあります。年齢が上がるごとに認知症有病率も高くなっていくため、本人の事理弁識能力の状況をチェックするためにも、電話や面会を含めた見守り契約が必要になります。

ケーススタディ

Q 感染症流行の影響で、見守り契約をしていますが、特に施設に入居している高齢の委任者とは面会ができません。どうすればよいでしょうか。

A 2020年から数年間流行したCOVID-19の影響で、面会禁止の施設や病院は多くあります。面会の代わりに電話で話したり、オンライン面会が可能ならオンラインで顔を見て話をしましょう。また、委任者の了解を得て、施設や病院の担当者に、委任者の事理弁識能力に変化がないかを尋ねてみましょう。

(7) 継続的な財産管理を委任されている場合は契約どおりに行う ■ ■ ■

任意後見契約発効前でも、例えば委任者の身体的な病気や障害により、委任者が金融機関等へ出掛けることが困難なため、継続的な財産管理を委任される契約もあります（移行型）。この場合、その財産管理についてチェックするのは、一般的には委任者自身です。前記(5)に記載したように、受任者は現金出納帳を記載し、領収書を保管し、定期的に委任者に報告します。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートでは、財産管理等委任契約の契約時には、法人として、契約内容等をチェックし、その後受任者に対して3か月ごとの報告を義務付けています。

ケーススタディ

Q 財産管理等委任契約をした場合は、委任の範囲は、委任者の全ての財産に及ぶのでしょうか。

A 任意後見契約に付随する財産管理等委任契約は、委任者の、生活・療養・福祉のために必要な財産を管理し、委任者が安心して生活できるように支援するものであり、そのために必要な権限を委任されるものです。必要以上に財産管理の権限の範囲を広げることは、財産管理等委任契約利用の趣旨に反するため、基本的には、一部の財産に関する委任に限定する内容になります。

2 委任者の事理弁識能力の低下を把握する工夫

- (1) 親 族
- (2) 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市区町村、中核機関、社会福祉協議会等
- (3) 介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、かかりつけ医療機関
- (4) 民生委員、近隣住民、友人
- (5) 金融機関
- (6) 委任者について情報を共有する

委任者の事理弁識能力が不十分になった時には、任意後見受任者は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行う必要があります。そのためには、任意後見契約後、受任者が委任者の事理弁識能力を把握できるような環境を作る必要があります。

見守り契約を締結している場合は、定期的に面談を行いますが、面会時間は通常1時間程度であることが多く、受任者がその時間内で、委任者の事理弁識能力に問題があるかないかを把握するのは難しいと言わざるを得ません。

高齢者や障害者が委任者の場合、次の(2)、(3)に掲げるような機関と既につながっ

【参考書式4】 親族への通知書

ご 連 絡

〇〇〇〇様のご親族様

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇様任意後見人 △△△△

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

冠省

当職は、令和〇年〇月〇日付をもって、〇〇県〇〇市〇丁目〇番地に居住されております〇〇〇〇様の任意後見人に就任した△△△△と申します（別紙登記事項証明書をご確認ください）。

〇〇〇〇様と当職は、平成〇年〇月〇日に任意後見契約を締結しておりましたが、最近になって〇〇〇〇様の判断能力の低下が見られたため、□□家庭裁判所に任意後見監督人選任の審判の申立てをし、その選任審判を受け、今般、任意後見契約が発効されました。

〇〇〇〇様は、現在、ご自宅にてヘルパーサービスを受けながら生活をされています。ただし、ご自宅での生活が困難になってきたため、施設への入所を検討しているところです。

当職は、今後、〇〇〇〇様の財産を管理し、また行政や病院・介護施設等への書類提出等の任意後見人事務を遂行してまいります。〇〇〇〇様の心身上の問題や生活状況の問題に関して、ご相談をさせていただく場面もあろうかと思えます。その際は、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、任意後見人就任のご挨拶を兼ねて、ご連絡を差し上げました。お問い合わせ等がございましたら遠慮なくご連絡ください。また〇〇〇〇様に面会をご希望の場合もご連絡ください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

早々



新日本法規